

German Newsletter

Japan Business Services

ドイツ 最新情報

概要

I. Eバランシート(German Newsletter Issue 4 - 2011年10月号の続報)連邦財務省による最終適用通達の公表	1
II. 法改正	2
III. 法人税	3
IV. 組織再編税法	4
V. VAT	5
VI. 個人所得税/賃金税	8
VII. イミグレーション	10
VIII. 連帯付加税	11
IX. 税務調査	12
X. 日独租税条約	12

I. Eバランシート(German Newsletter Issue 4 - 2011年10月号の続報)連邦財務省による最終適用通達の公表 (eNewsletter Tax 8. Juli 2011)

連邦財務省は2011年9月28日にEバランシートに関する最終適用通達を公表しています。この通達のなかで税務当局は、原則的に2012年1月1日以降開始する事業年度について貸借対照表及び損益計算書の電子的方法による提出が義務付けられるとしています。ただし、2012年1月1日以降開始する最初の事業年度については、貸借対照表及び損益計算書が当局の指定するデータセットで電子的方法により提出されない場合も税務当局により容認されます(容認規定)。

さらに、最終通達には、とりわけ国外恒久的施設を保有する国内企業及び国内恒久的施設を保有する国外企業について、不当な負担を回避するための特別の容認規定が盛り込まれています。これらのケースにおいては、2014年12月31日以前に開始する事業年度について、貸借対照表及び損益計算書が電子的方法によらずに提出される場合も容認されます。国外恒久的施設を保有する国内企業については、2011年7月1日付の通達草案と異なり、最終通達では、この特別の容認規定は、国外恒久的施設に関してのみ適用され、国内本店は対象とされません。

容認規定を選択し、貸借対照表及び損益計算書をハードコピーで提出する場合、Eバランシートのタクソミ(勘定科目体系)による表示区分は不要です。

原則的に送信が義務付けられているEバランシートのタクソミの個々の項目(必須記載項目)が企業の正規の簿記の原則にかなった帳簿において記帳されていない、または、これらの項目が帳簿からは拾い出せない場合、適用通達は、これらの項目については帳簿額を記載せずに(いわゆるゼロバリューで)送信することとしています。

上記の最終適用通達に続いて、最終的なタクソノミも公表されています。すべての法形態に共通の項目を含む主要タクソノミに加えて、銀行、保険、病院または地方自治体の営利事業といった特定の業種に適用される特別タクソノミが規定されています。Eバランスシート導入のためのパイロットフェーズの経験を踏まえ、連邦財務省は、暫定タクソノミにあった多数の必須記載項目を削除するとともに、追加的な補完的項目及び任意の記載項目を新たに設定しています。最終的なタクソノミによるEバランスシートは、2012年5月から送信が可能となる見込みです。最終タクソノミはwww.estuer.de で閲覧可能です。

最終通達及び最終タクソノミにより、企業がEバランスシート導入に具体的に対応するために必要とするすべての情報が揃うこととなりました。Eバランスシートの不備及び遅滞のない送信のための手続き上の要件を確実にするために、各種の容認規定により得られた時間をテスト期間として利用するのが望ましいでしょう。

II. 法改正

EU 収税法 (EU-Beitreibungsgesetz)

(Gesetzgebung National Office Tax + eNewsletter vom 25.November 2011)

2011年3月18日に“収税ガイドラインの導入ならびに税規定の改正に関する法律 - EU 収税法”の財務省法案が提出されました。この法律により、とりわけ、特定の租税公課及びその他の措置に関連する債権の徴収における行政当局間の協力に関する2010年3月10日付EUガイドラインが国内法に導入されることとなりました。この法律の目的は、行政当局間の協力要請の可能性を拡大することにあります。その他にもいくつかの税務上の改正が盛り込まれています。

2011年5月4日の閣議決定によりEU収税法の正式な立法化手続きが開始されました。この政府法案に対して連邦議会の財政委員会は2011年10月26日にいくつかの改正点を提案しました。連邦議会は、財政委員会から提案された改正点を含む法案を2011年10月27日に可決しました。連邦議会で可決され、2011年11月25日に連邦参議院の同意を受けた法案内容のうち政府法案に対する重要な改正点を以下列挙します：

- ▶ アンチ・トリートイ・ショッピング条項の改正 (所得税法第 50d 条第 3 項)
- ▶ 会社再建条項の凍結 (法人税法第 8c 条第 1a 項)
- ▶ EU 域外国における見本市及び展示会に関連するイベント役務における役務の提供場所の変更 (VAT 法第 3a 条第 8 項)
- ▶ 法人に対する、または法人間における無償の役務に係わる贈与税上の取り扱い
- ▶ 土地及び借地権にかかわる評価法の改正
- ▶ 源泉分離課税投資所得における教会税源泉のための自動手続きの導入にかかわる改正
- ▶ 最初の履修過程にかかわる学業費用の必要経費控除に関する改正

同法は 2011 年 12 月 13 日に官報で公布されています。

III. 法人税

国外に所在地を有するポートフォリオ出資者への配当支払いに対する課税

(Tax & Law Magazine Dezember 2011)

法人間の配当は、配当受取会社の所在地にかかわらず配当源泉税の対象とされます。配当受取人がドイツ国内で無制限納税義務を有する法人である場合、源泉納付された配当源泉税及び連帯付加税は、法人税査定額から税額控除することが可能です。配当は原則的に法人税が免除されることから、税額控除によって通常は配当源泉税が還付されることとなります。

配当受取人がドイツ国内で制限納税義務のみ、つまりドイツ源泉所得のみについて納税義務を有する場合、配当源泉課税でもって課税関係が完了し、税額控除は認められません。配当源泉税の免除は、国外受取人がEU親子会社指令の要件(最低出資持分比率及び最低保有期間等)を満たす場合にのみ可能です。

EU委員会は、制限納税義務と無制限納税義務とでポートフォリオ配当の受取人に対する取り扱いが異なるのは、EC条約またはEEA(欧州経済領域)条約で保証された資本移動の自由に抵触するとみなし、既に2007年6月23日にドイツに対して条約違反手続きを開始していました。ドイツ側から期待された措置が取られなかったことから委員会は2009年7月23日に条約違反の訴えを提起しました。2011年10月20日付判決で欧州司法裁判所もまた、制限納税義務を有する出資者に対する配当源泉税の賦課はEU法に抵触するものと位置付けています。

欧州司法裁判所での審理においてドイツは、租税軽減はそれぞれの租税条約によって達成可能であるとの論拠を示していました。欧州司法裁判所は、すべての租税条約が必ずしも配当源泉税の100%免除を規定してはおらず、それよりも通常は配当額の10%から15%の最終的負担が残ることから、この主張を斥けています。

留意点: ドイツ立法者は国外への配当課税についての再考を求められています。判決への対応としては配当に対する源泉課税免除の導入または制限納税義務を有する法人に対する源泉課税による課税関係の終了の撤廃があり得ますが、ドイツの対応が待たれます。

欧州司法裁判所の判決を受けて、配当源泉税免除または税額控除が採用される場合、これは企業立地国としてのドイツにとって重要な影響を与えることとなります。制限納税義務を有する法人に対する課税が無制限納税義務を有する法人のそれと同等になれば、ドイツの投資国としての牽引力が向上することとなります。

損失控除及びグループ課税に関する連邦財務省の検討報告書 (eNewsletter Tax 10. November 2011)

連邦財務省は2011年11月10日に、損失控除及びグループ課税に関する専門作業部会の報告書を提出しています。この報告書は、損失控除に関する規定の新構築ならびにグループ課税制度の導入にかかわる連立協定の合意の遂行の一環で作成されたものです。税金の中立性を背景として作業部会は以下の提案を行っています:

- 最低課税制度の継続
- 法人税第8c条の損失控除制限規定の現状維持
- 場合によっては改定を伴う、連結納税制度(オーガニシャフト)の維持

税金の中立性の要請を優先する必要がない場合を前提に、作業部会は以下の提案内容を肯定しています:

- 8年の期間を超える最低課税の廃止、この場合損失繰越の期間を10年間に制限することもあり
- 損益移転契約の締結にかかわらないグループ間資金移転モデルの導入に伴うオーガニシャフトの廃止。グループ間資金移転モデル適用の条件としては、グループ親会社のグループ子会社に対する直接または間接の出資持分比率は95%以上であること。移転企業側(支払側)では税務上控除可能な損金、被移転企業側(受取側)は税務上課税対象の益金となる、グループ会社間での資金移転が可能。

国外恒久的施設で発生した永久欠損金の国内での控除可能性に関して作業部会は、納税者ならびに納税者の関連者による経済的活動の恒常的な終了を要件とする厳格な法律上の定義を要請しています。

報告内容は、具体的な法案の提出に先立って、税制度の平準化に関する独仏共同作業部会との間で調整されることとなります。

IV. 組織再編税法

組織再編税法通達内容に関する連邦及び連邦各州の合意 (eNewsletter Tax 17. November 2011)

連邦及び連邦各州は2011年11月11日に新たな組織再編税法通達の内容に関して最終的に合意しています。2011年5月に公表された通達案に対して最終通達は更なる変更が多数盛り込まれています。実務上重要な点として、従来の税務当局の見解に比較して著しく厳格となった規定については経過規定が設けられていることが挙げられます。最終通達は2012年1月2日に連邦財務省のホームページ上で公表されています。

5月に公表された通達案に対する重要な変更点は、特に以下列挙される分割または現物出資における独立事業単位に関するものとなっています:

- ▶ 独立事業単位の成立時点
- ▶ 独立事業単位の定義
- ▶ 独立事業単位の範囲

また以下の項目についても変更がなされています:

- ▶ 連結子会社への合併及び現物出資の場合の簿価譲渡要件の緩和化
- ▶ パートナーシップ出資持分を重要な事業資産とみなす取り扱いの緩和化
- ▶ パートナーシップへの独立事業単位とみなされる現物出資資産
- ▶ 中間価額を適用した場合の含み資産の各資産への配分方法
- ▶ 簿価または中間価額適用にかかわる申請及び税務上の終結決算書 (Schlussbilanz) の作成
- ▶ 分割後に行われるグループ内組織再編の場合の厳格化

V. VAT

電子請求書に関する改正

(VAT Newsletter Oktober 2011)

両院協議会での合意を受け、税制簡素化法は2011年9月23日に連邦議会で可決され、同日中に連邦参議院の同意も得られました。これにより電子請求書に関する法改正は予定通り施行可能となりました。特筆すべきは当該改正が2011年7月1日に遡及して適用される点です。

2011年7月1日に遡及して施行される法改正としては他に 携帯通信機器及び集積回路の供給の場合のリバースチャージの適用が挙げられます。これについては連邦財務省が通達を公表しています。

2011年7月1日から2011年11月10日までの間に発行される電子請求書にかかわる簡便的取り扱い

(BMF Schreiben vom 10.11.2011)

2011年11月1日付の2011年税制簡素化法第5条を以って、2011年7月1日に遡及して請求書の電子的方法による送信にかかわるVAT法上の要件が大きく緩和されました。請求書の発行人は今後、請求書の電子的方法による送信に関する請求書受取人の同意を前提として、電子的請求書をどのような方法(例:電子メール)で送信するか自由に決定することができます。出所が実在すること、内容に不備がないこと及び請求書の可読性は、財貨供給/役務提供と請求書との間に信頼性の高い追跡機能を構築可能な独自の内部管理システムを通じて保証することが可能です。認証付きの電子署名、プロバイダー認証による認証付き電子署名、または電子データ交換(EDI)の使用は今後、請求書の電子的方法による送信の選択肢に過ぎず義務とはなりません。

電子的方法による請求書発行にかかわる新规定の適用に関する連邦財務省通達の公表が予定されています。

連邦財政裁判所判決：チェーン取引におけるEU域内供給 (Tax Law Magazine Dezember 2011)

チェーン取引においては複数の事業者が、最初の供給者から最終購入者に直送される同一財貨の供給に参加します。それぞれの供給がどの場所で行われたものとみなされるかは、いずれの供給が財貨の移動を伴う供給(動的供給)とされるかによります。財貨の移動の帰属は、チェーン取引において動的供給のみがEU域内免税供給となり得ることから特に重要です。最終購入者が財貨の輸送を手配する場合、財貨の移動は最後の(購入者に対する)供給に帰属することから、チェーン取引における最初の供給は原則的にEU域内免税供給とみなすことはできません。

連邦財政裁判所は2011年8月11日付の判決において、チェーン取引における域内供給の特殊な取引形態について検討を行っています。

当該事案においては、ドイツの自動車ディーラーが乗用車をスペインの事業者へ供給しました。このスペイン事業者は乗用車をフランスに住所/所在地を有する最終購入者に売却しました。フランス人の運転手が当該乗用車をドイツディーラーで引き取り、直接フランスまで運びました。運転手はスペイン事業者から交付された引き取り委任状を提示しました。輸送費用は最終購入者が負担しました。

税務署は、輸送がスペイン事業者ではなくフランス事業者により手配されていたことから、最初の供給は(財貨の移動を伴わない)「静的供給」として課税取引であるとの見解でした。

この見解に反して連邦財政裁判所は、最初の供給をEU域内免税供給と判断しています。財貨の移動の帰属にあたって決定要因となったのは、運転手がスペイン事業者の委任を受けていた点にあり、輸送費用を誰が負担したかには影響されません。

ただし、財貨の移動を最初の供給に帰属させることができるのは、最初の購入者が財貨を既に転売した事実を供給者に対して黙秘していた場合のみです。最初の購入者が供給者に転売の事実を伝えていた場合には財貨の移動は次の供給に帰属することになります。

留意点: 税務当局はこれまで、チェーン取引における最初の供給は、最終購入者が財貨の輸送に関与する場合にはEU域内免税供給となりえないとの見解にありました。この見解は上記の連邦財政裁判所判決及び2010年12月16日付欧州司法裁判所判決に矛盾するものですが、欧州司法裁判所が審理した事案と連邦財務省がVAT適用通達のなかで前提としている事例の詳細とは、内容に相違がある点に留意が必要です。最終的には(輸送費用負担といった)形式的な観点から判断する税務当局と異なり、欧州司法裁判所は財貨の移動の帰属に際して個々の案件についてあらゆる状況を包括的に検討することを求めています。しかしながら、税務当局の見解が欧州司法裁判所の判決と合致するような取引形態もまた想定され得ます。私共の見解では、最終購入者が財貨を最初の供給者のために自身で引き取ることが明確な場合が考えられます。判例が多くの個別見解に“分解”されることから、移動を伴う供給の帰属は引き続き難しい課題です。したがって、個別事例または供給の流れについて詳細に検討する必要があります。検討にあたってはインコタームもまた特に重要となり得ます。

連邦財政裁判所判決：VAT上の連結納税制度（オーガンシャフト） における組織的結合の要件

(eNewsletter Tax 28. Oktober 2011)

連邦財政裁判所は、連結親会社が連結子会社の代表取締役を解任することができない場合、有限会社二社間のVAT上のオーガンシャフトに必要な組織的結合が成立しないとする判決を下しています。具体的には、連結子会社たる有限会社の代表取締役は、同時に当該有限会社の設立時の（共同）出資者であって、定款に盛り込まれた規定により、本人の意思に反して代表取締役の地位から解任されることはできませんでした。制限のない解任の可能性が不足していることから、連結親会社は、連邦財政裁判所の見解によると、過半数を超える出資による支配権を連結子会社の日常の経営において実際に行使する可能性を有していませんでした。裁判所は、法的に存在する、重要な事由による解任の可能性だけでは十分ではないとしています。

連結親会社と並んで当該代表取締役が49%の出資持分を有し、連結子会社の重要な出資者であることも、連結親会社による実際の支配が否定される論点となりました。代表取締役の連結親会社プロクリストへの任命を通じてもオーガンシャフトの否認を回避することはできませんでした。確かに、連結子会社の代表取締役に対し連結親会社の経営遂行機関（代表取締役）としてではなく連結親会社の管理機能を付与することによって、組織的結合に必要な人的結合を成立させることは可能かもしれません。しかしながら連邦財政裁判所は、この場合連結子会社の代表取締役は、雇用関係によって従属性が発生し、連結親会社の指示に連結子会社側でも従わせることが確実となることから、連結親会社との間にも雇用関係を有する必要があると強調しています。

また、連邦財政裁判所の見解によると、具体的な事案においては、連結子会社側での連結親会社の意思と異なる意思決定が除外できませんでした。そのため、連邦財政裁判所は、組織的結合の肯定のために求められる従来の判例による、より緩やかな要件（連結子会社側での連結親会社の意思と異なる意思決定が除外できること）を引き続き踏襲するかどうかの判断を懸案のままにしておくことができました。連邦財政裁判所は、しかしながら、その必要性がないにかかわらず、この従来の判例に対する疑義を呈しています。このことは、とりわけ、連邦財政裁判所が将来的に、人的結合がまったくない場合であっても組織的結合が可能であるかどうかについて問題提起する可能性があることを意味しているかもしれません。

EU 域内供給及び輸出における証明要件の厳格化ならびに EU 域内供給及び輸出の際の新しい到着確認書に関する経過規定及び通達案

(eNewsletter Tax 1. Dezember 2011 + 15. Dezember 2011)

連邦参議院は 2011 年 11 月 25 日に、2012 年 1 月 1 日以降の輸出及び EU 域内供給における証憑の取り扱いに著しい影響をもたらす、VAT 施行令の改正に同意しています。

輸出に際しては今後 VAT 調査官に対して代替となる証明でもって要求された証憑上の証明となすことはできません。さらに、今後は ATLAS 輸出確認印が一般

的な証憑として要求されます。送り状、運送業者の確認書といった代替的な証明は、輸出申告が電子的方法による輸出手続きである ATLAS を通じて行われていない場合、または、電子的方法による手続きが適正に完了できなかったといった特別な状況においてのみ容認されます。この取り扱いは、大部分において既に VAT 適用通達及び連邦財務省通達に盛り込まれた税務当局の見解に対応しています。

より重要な意味を有するのは EU 域内供給にかかわる改正です。免税取引は、今後いわゆる「到着確認書(Gelangenbestätigung)」の提示がある場合にのみ容認されます。この到着確認書には、購入者の氏名及び住所、供給財貨の数量及び商業上一般的な名称、発行日及び購入者の署名が必要です。事業者による輸送あるいは発送または購入者による発送の場合、到着確認書には到着地である EU 加盟国における財貨の受領の場所及び日付の記載が必要であり、購入者による財貨の輸送の場合には到着地である EU 加盟国における財貨の輸送の終了した場所及び日付の記載が必要です。特に運送業者、クーリエ業者及び類似の事業者への委託といった発送に際しては、到着確認書を直接委託者が保有しておらず、発送業者の手元にある場合も、税務当局の要請があれば遅滞なく提示可能であることを条件に、税務当局はこれを容認します。

まだ明確でないのは、税務当局がチェーン取引に際しての到着確認書をどのように取り扱うのかという点です。

税務当局は、この新しい、形式上は 2012 年 1 月 1 日に施行された EU 域内供給及び輸出に際しての証憑の取り扱いの厳格化についての経過規定を設けています。この経過規定によると税務当局は、2012 年 3 月 31 日までに行われた EU 域内供給及び輸出については、免税のために必要な要件が、形式上は 2011 年 12 月 31 日まで適用されていた従来の規定に基づいて証明できる場合には、これを容認します。したがって、新规定の下で要求される到着確認書はまだ提示される必要はありません。経過期間終了後に必要となる到着確認書の書式については、雛型が公表されています。ドイツ語、フランス語及び英語の雛型は 2012 年 1 月 1 日以降厳格化された VAT 施行令規定にかかわる適用通達の一部として各協会団体に送付され、2012 年 1 月半ばまでの意見書提出が求められています。2012 年 3 月 31 日までの経過期間にかかわらず、社内で必要なプロセスを EU 域内供給及び輸出の免税要件が満たされていることの証明に関する新しい厳格な規定にあわせて調整するため、新しい証明義務及び少なくとも通達案にある税務当局の見解を早急に検討する必要があると思われます。

VI. 個人所得税 / 賃金税

連邦財政裁判所判決: 職業上の引越しに伴う家賃の必要経費控除 (eNewsletter Tax vom 29. September 2011)

職業上の理由による引越しに際して二重に発生する家賃支払いは必要経費として控除することが可能です。二重家計の要件が同時に満たされる場合でも、必要経費控除の額は、(単身世帯に必要な)居住面積60㎡相当の家賃分を控除可能とする二重家計の規定による限度額に制限されません。

具体的な事案においては、一方の配偶者が転職により新しい勤務場所に、家族の入居後は主たる住居となる住居を賃借していました。税務署の見解に反して連邦財政裁判所は165㎡の居住面積を有する住居の家賃の全額について必要経費控除を認めました。

無制限の必要経費控除は、連邦財政裁判所の見解によると、新しい住居については家族の入居日までに制限されます。入居日以降も発生する従来の住居の家賃は最長でも当該住居の解約告知期限まで必要経費控除が可能です。

電子税務カード導入時期の再延期の影響 (eNewsletter Tax 8. Dezember 2011)

電子賃金税源泉徴収データの導入は再度延期され 2013 年 1 月 1 日に導入される予定です。直近に公表された連邦財務省通達によると、当初 2011 年を対象としていた税務カードにより代替される移行期間は 2012 年も引き続き継続されます。つまり、2010 年の税務カードならびに 2011 年に発行された代替証明書は引き続き有効であり、2012 年の賃金税源泉徴収の際の基準となります。これらに記載された賃金税源泉徴収データに変更がない場合、雇用者、被雇用者のいずれについて何らの手続きも不要です。実際の個人情報記載事項と異なる場合には、連邦財務省通達は、税務署による訂正の他、税務署による特定の公的証明書を以って変更後の個人情報を雇用者に対して証明するという簡便規定を設けています。詳細にわたる連邦財務省通達はさらに、雇用者の変更の際の取り扱いならびに被雇用者に課せられる通知または所得税申告義務に関する詳細を盛り込んでいます。

社会保険 2012年社会保険料算定基準額 (Human Capital Newsletter November 2011)

社会保険料算定基準限度額	旧西ドイツ		旧東ドイツ	
	月額(ユーロ)	年額(ユーロ)	月額(ユーロ)	年額(ユーロ)
法定健康保険加入義務限度額:				
一般	4,237.50	50,850.00	4,237.50	50,850.00
2012年12月31日以前の加入免除者	3,825.00	45,900.00	3,825.00	45,900.00
算定基準限度額:				
健康及び介護保険	3,825.00	45,900.00	3,825.00	45,900.00
年金及び失業保険	5,600.00	67,200.00	4,800.00	57,600.00
鉱員共済組合金年保険	6,900.00	82,800.00	5,900.00	70,800.00
プライベート及び法定健康保険への非課税雇用者負担額:				
健康保険(疾病給付金付き 14.6%)	279.23	3,350.76	279.23	3,350.76
健康保険(疾病給付金なし 14.0%)	267.75	3,213.00	267.75	3,213.00
介護保険	37.29	447.48	37.29 (ザクセン州 18.17)	447.48 (ザクセン州 218.04)

VII. イミグレーション

電子滞在許可証(eAT)の導入

(Human Capital Newsletter November 2011)

EU規則第1030/2002号及び380/2002号に基づき、すべてのEU加盟国はEU滞在許可証の統一化による電子滞在許可証(eAT)の導入を義務付けられていました。これを受けて2011年9月1日以降下記の滞在許可証はドイツにおいてもECカード大の単独文書として交付されています:

- ▶ 滞在許可 (Aufenthaltserlaubnis) の交付または延長
- ▶ 無期限滞在許可 (Niederlassungserlaubnis) の交付
- ▶ 継続的滞在(Erlaubnis zum Daueraufenthalt)に関する許可の交付
- ▶ EU国籍を有しない自由な移動の権利を有するEU国籍者の配偶者に対する滞在許可カードの交付
- ▶ EU国籍を有しないEU国籍者の家族のための継続的滞在カードの交付
- ▶ スイス国籍者のための滞在許可
- ▶ EUブルーカード(立法手続き中)

eATの導入により従来の滞在許可証(貼付ラベル式)、滞在及び継続的滞在カードならびに文書式の代替身分証は廃止されました。パスポート及びパスポートの代替文書上に記載された従来の滞在許可証は引き続き有効ですが、最長でも2021年8月31日には無効となります。従来の滞在許可証を電子滞在許可証に交換する必要はありません。eATはパスポートの代替ではなく、滞在法上のステータスを証明する個別の文書です。カード内に埋め込まれた集積チップに、生体情報(写真及び指紋)、個人データならびに但し書き等を記録することが可能です。さらに、チップにより電子的身分証明ならびに認証付電子署名が可能です。ドイツ国籍者の保有する新しい身分証と同様、eATによって外国人もオンラインによる当局との通信が可能となります。

留意点: 電子滞在許可証はベルリンの連邦印刷局で作成された後、外人局に送付されます。手続き期間は現在のところ4週間から6週間とされています。電子滞在許可証の最長有効期限は無期限の滞在許可については10年とされますが、パスポートの有効期限とリンクしています。従って電子滞在許可証の交付は、パスポートの再発行または延長更新の場合にも必要となります。電子滞在許可証はEU域外国の国籍を保有する外国人について、乳幼児や未成年者も含め個別に交付されます。

VIII. 連帯付加税

連帯付加税の合憲性

(eNewsletter Tax 20. Oktober 2011)

連邦憲法裁判所は、連帯付加税の合憲性について再度審理することになりました。連邦財政裁判所は、2011年7月に2007年までの所得税及び法人税に対する連帯付加税の賦課が合憲であるとする二つの判決を下しました。これらの判決に対してはカールスルーエの連邦憲法裁判所において違憲の訴えが提起されました。将来の違憲判決に伴う権利(連帯付加税の還付請求権)を保持するために、納税者は異議申し立て手続きを保留するか、または新規の査定に対して異議申し立てを行うかして、憲法裁判所で係争中の当該事案を根拠に手続きの休止を申請すべきでしょう。

連邦財政裁判所判決: 法人税還付ポテンシャルの還付の際の連帯付加税の不加算の合憲性

(eNewsletter Tax 8. Dezember 2011)

2008年から2017年の間の法人税還付ポテンシャル(過去のインピュテーション制度における留保利益に対する税率と配当利益に対する税率との差による還付ポテンシャル)の還付は、法人税の査定時期にかかわらず、それぞれ当該年の9月30日に実施されます。現行法によると査定または還付された法人税還付ポテンシャルが連帯付加税の算定基準を減額するという規定はありません。

連邦財政裁判所の見解によるとこの取り扱いは違憲であるとされます。したがって連邦財政裁判所は、法人税還付ポテンシャルの還付が連帯付加税の減額に影響しないことが、一般的な平等性の原則及び法治国家の信頼の保護の原則に抵触していないかどうか、連邦憲法裁判所に対し呈示しています。従来の法規定の継続を想定して、配当を通じて法人税還付ポテンシャルの税額控除を行い、同時に連帯付加税を減額するという措置を講じなかった納税者は、不利益を被ることになります。連邦財政裁判所はこの不利益な取り扱いに正当性があるとする根拠を認めていません。

上記に対する決定は、2006年末以降法人税還付ポテンシャルの還付請求権を有するすべての法人にとって重要です。法人税第37条に規定される法人税還付ポテンシャルに関する連邦憲法裁判所の判決が、どの程度法人税法第38条に規定される法人税加算のケースにも対応して適用されるかどうかは現在のところ不明です。

IX. 税務調査

「早期税務調査」の法的根拠

(German Tax Quarterly 3/2011)

連邦政府は「早期税務調査」の法的根拠を立法化しています。同法は、税務当局が課税年度終了後早期に税務調査を実施することが可能となる条件を定めています。

1. 背景

従来、課税年度終了と税務調査完了の間には5年またはそれ以上の期間の開きが可能でした。連邦政府は「早期税務調査」の達成を可能とする目的で、このインターバル期間の著しい短縮化を図ることとなりました。納税者にとっての便益は法的及び経営計画上の確実性をもたらすことにあります。

2. 「早期税務調査」の導入

2011年5月18日に連邦政府は、税務調査令の中の税務調査に関する規定を補完する行政規則草案を公表していました。新規定の目的は「早期税務調査」の枠組みを制定することにあります。連邦参議院は同規則を2011年7月8日に承認し、改正内容は官報公布の翌日2011年7月21日に発効しています。同規則には連邦議会の承認は不要です。

3. 改正内容

新規定により税務当局は早期税務調査の対象となる納税者を選定することが可能となっています。提出された確定申告書が「早期税務調査」のベースとなります。税務調査は、税務調査対象期間が、例えば確定申告書が提出された直近の課税期間といった、1年または2年以上の直近の課税期間を対象としている場合に「早期」とされます。新規定は2012年1月1日以降に実施通知される税務調査からの適用となります。

留意点: ドイツ全国共通の早期税務調査の導入の目的は納税者の立場から歓迎されることにあります。しかしながら、現行の法制は職業団体及び税理士からの批判を受けるものとなっています。税務調査が「早期」とみなされる場合についての不明確な記述が特に批判の的となっています。また、納税者に早期税務調査を受ける法的権利がないことも批判の対象として挙げられます。

X. 日独租税条約

日独租税条約の改正交渉が開始され、第1回の公式交渉が2011年12月13日と14日にベルリンで行われました。源泉税率の引き下げについては基本的に合意されているようです。詳細につきましては次号でお知らせいたします。

コンタクト先

Ernst & Young GmbH
Wirtschaftsprüfungsgesellschaft
JBS (Japan Business Services)

デュッセルドルフ
Graf-Adolf-Platz 15
40213 Düsseldorf
Germany

梅田 健二
Phone +49 211 9352 13461
Fax +49 211 9352 18026
kenji.umeda@de.ey.com

井上 雄喜
Phone +49 211 9352 28602
Fax +49 211 9352 18026
yuki.inoue@de.ey.com

松本 美紀
Phone +49 211 9352 10535
Fax +49 211 9352 10692
miki.matsumoto@de.ey.com

フランクフルト
Mergenthalerallee 3-5
65760 Eschborn
Germany

高橋 存根
Phone +49 6196 996 27437
Fax +49 6196 996 27295
zonne.takahashi@de.ey.com

小川 浩徳
Phone +49 6196 996 16712
Fax +49 6196 996 27295
hironori.ogawa@de.ey.com

ミュンヘン
Arnulfstrasse 59
80636 München
Germany

サンドラー 涼子
Phone +49 89 14331 11300
Fax +49 181 3943 11300
ryoko.sandler@de.ey.com

ハンブルク
Rothenbaumchaussee 78
20148 Hamburg
Germany

梅田 健二
Phone +49 211 9352 13461
Fax +49 211 9352 18026
kenji.umeda@de.ey.com

シュツットガルト
Mittlerer Pfad 13
70499 Stuttgart
Germany

高橋 存根
Phone +49 6196 996 27437
Fax +49 6196 996 27295
zonne.takahashi@de.ey.com

Ernst & Young

Assurance|Tax|Transactions|Advisory

Ernst & Young in the world
Ernst & Young is a global leader in assurance, tax, transaction and advisory services. World-wide, our 135,000 people are united by our shared values and an unwavering commitment to quality. We make a difference by helping our people, our clients and our wider communities achieve their potential.

For more information, please visit
www.ey.com.

Ernst & Young refers to the global organization of member firms of Ernst & Young Global Limited, each of which is a separate legal entity. Ernst & Young Global Limited, a UK company limited by guarantee, does not provide services to clients.

© 2012
Ernst & Young GmbH
Wirtschaftsprüfungsgesellschaft

All Rights Reserved.

JBSG 0112

This publication contains information in summary form and is therefore intended for general guidance only. It is not intended to be a substitute for detailed research or the exercise of professional judgment. Neither EYGM Limited nor any other member of the global Ernst & Young organization can accept any responsibility for loss occasioned to any person acting or refraining from action as a result of any material in this publication. On any specific matter, reference should be made to the appropriate advisor.